

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429</a>

牛千回

12/5

北米第一課長

第4回 外空新卒会 12/12

44.12.3.  
米北一.

第4回 外空新卒会 休、下記のとおり  
開催と相違 1階林間第2課の連絡を

あつた。(1階 連絡課にも連絡する由)

記

1. 日時 12月5日(金) 2:00 p.m.

2. 場所 国税庁第2合議室  
(大蔵省ビル 5階)

秘  
無期限

北米一課長 國機二課長 条約課長 法規課長  
外資審議会幹事会特別会  
44.12.5  
条規

在沖米企業の取扱に関する方針を検討するための  
外資審議会幹事会特別会は12月5日、国税庁会議室  
で開催され、本省より千葉北米一課長、国機二佐外  
事務官、米北一有地事務官、条規鈴木事務官が  
出席した。同会合に於いては、前回(11月28日)の決定  
に基づき総理府が作成の上、提出越した在外資  
系企業の現状：「沖縄の外資企業について」及び、沖  
が取扱に関する総理府試案：「沖縄における外資

系企業の取扱について(案)の検討が行われたこと

この討議の概要下記の通り。

記

1. 総理府の全般的説明

総理府側より「今日の日」12月7日号掲載

床又総務長官談話「沖縄復帰に備えて」及び

11月21日付総理談話「沖縄百万同胞に贈る言葉」

を引用しつつ、復帰準備に因る我が国の政策の

全般的説明を行った。

2. 復帰準備に関する本土側の機構整備

総理府側より「沖縄復帰対策閣僚協議会

の設置に関し、11月28日の閣議決定に言及し、  
 閣僚協議会、幹事会、経済省府沖繩関係担当  
 会議という骨組を中心に機構面の整備を進め  
 ている旨報告が行われた。

3. 在沖外資系企業の現状

日本政府沖繩事務所山口調査官の作成した  
 「沖繩の外資企業について」につき同調査官より説  
 明の上、これに関連して次の諸点を更に補足した。

- (1) 外資免許の申請に対する許可の比率は7割程度  
 であり、特に米系外資については約6割という  
 比較的低い率である。

- (2) 琉政主席が不許可としたものでUSCARが  
 許可すべき旨主張したケースが3件あるが、  
 その具体的業種は把握していない(倉庫業、  
 縫製業、旅行斡旋業ではないかとの意見あり)。

(3) 琉政は在沖外資の取扱について本土の政策

に全面的に協力する用意があると云っているが、  
 規制のみを終ることに対しては不満があり、  
 地域開発の推進が並行して考慮されること  
 強く希望している。他方、USCARは現在  
 の在沖米企業が必ずしも自発的に進出し

来はもとより、在沖米軍人軍属の需要に

5  
応ずるために米本土から誘致されるのであ

ることになり、暫定措置等により何等かの救

済を図る必要があるばかりでなく、かかる救

済は沖縄経済の今後の維持発展の為に

望ましいとの見解である。

#### 4. 在沖外資系企業の取扱方針。

○ 総理府より「沖縄における外資系企業の取扱

いについて(案)」を提示の上、簡単に説明し、

取扱方針は、今月中旬以降に設立される予定の

前記各府担当官会議の分科会に於いて検

討し、外資審議会幹事会の意見も調取しつつ、

6  
めて行きたいとの意向を表明した。本件総理府試

案の検討に当たっては、外資政策の基本点につき

日琉間の認識の統一が先決であるとする総理府

側の見解に対し、日琉の外資政策は根本思想

に於いて大幅を違ひがあり、調整は容易でなく、

すなわち本土の外資政策は外資導入審査基準とわづ

らざる抽象的を指針として単純に行なわれて

いるものであること、通産省の見解が出来るだけ

通産省としては、<sup>乃至客観的を</sup>抽象的基準を固めるより個々の

申請につき必ず通報を受け、ケース・バイ・ケースに

意見を述べるといふ行政指導的を方法が望ましい

7  
との見解であり、この観点から、次のような方式を示唆  
した。即ち、外資申請が行われる度に、申請書の写  
を琉政、沖縄事務所、総理府、各省の順で  
申渡し、各省はこれに関する意見を外資審議会幹  
事会で表明の上、これを取りまとめ総理府、沖縄  
事務所の順で琉政に伝えるというものである。  
次いで、日米間に於ける本件取扱振りにつき総  
理府より、外資問題を扱う日米間の channel を  
設ける必要があるのではないかとの意見が出され  
たことに対し、千葉課長より、①琉政の対する外資申請  
につき、毎の都度通報を受け、本土政府の意見を伝える

8  
ということは、いずれにしても施政行為の一部で  
あり、米施政権を前提とする以上、米側との間で  
何等かの取扱いを必要とすること。②外資問題も  
復帰準備の一環とする問題であり、従って、日米間  
に於いても当然復帰準備という大枠の中で扱わ  
れるべきであり、本件が独立先行して日米間の特定  
の channel に載せられるのは適当とは思われない  
こと、の意見を指摘した。更に千葉課長より、  
本件に関する本土政府の考え方については折々に触れ  
米側にも伝えてあり、米側で、関係各省が、本件を現  
実に扱っている琉政と「非公式に」接触し理解を

深めさせることは結構などの感触を示している旨  
説明しん。

(なお、次会幹事会特別会は12月12日開催の  
予定。おん、総理府試案については各省庁で  
持ち帰り検討を加之、御用納め頃まで  
は結論を出すことを目途とする趣。)

### 沖縄の外資企業について

11.12.5  
総理府

- 1 合同外資促進委員会について
- 2 外資のかけこみ申請について
- 3 外資取扱事務の概要
- 4 外資事務処理上の問題点
- 5 琉球政府の外資審査基準
- 6 復帰の際問題が予想される企業
- 7 石油外資について



1. 合同外資促進委員会について

合同外資促進委員会は、1967年4月沖縄への外資を促進させる目的で設置された。法的な根拠はなく、琉球政府および米国民政府との話し合いによつて設けられた。

構成メンバーは、琉球政府側副主席、企画、通産、建設、主税各局長、米国民政府側 REEVES (前経済局長) <sup>経済局長</sup> BAKER (外資担当者) および企画局長となつている。

1967年4月～1968年5月までは、外資企業に対する税制(軽減措置)や工業用地、用水、電力、エネルギーの低廉な供給などについて審議したが、成案をえないままに終つている。

1968年に琉球政府は布令第11号の撤廃を要求し、琉球立法院で外資に関する法律を成立せしめたが、この問題につき合同外資委員会では米国民政府側は下記の理由を論拠に布令廃止を反対し、現在までに至つている。

米国民政府の布令廃止についての反対理由

- ① 外資法は規制的色彩が強い。
- ② F X 事業等に対する適用免除の規定がない。
- ③ 外資企業に対し、琉球政府職員の立入調査権限を認めているが、これは地元企業とのバランスを失する。
- ④ 外資法上の罰則規定は、対外的な法制の問題として刑法に規

定すべきである。

⑤ 即座に布令第11号を廃止する理由が乏しいので、東南アジア等各国の事情をみてから、その後で検討してもよい。時期尚早である。

2. 外資のかけこみ申請について

別紙の「外資導入免許申請調べ(新規)1969年1月～11月27日」は、琉球政府通産局通産課の申請書受付書から作成された資料である。

この資料は申請内容を受付順に記録、整理しているが、内容的には新規申請、修正申請(業種目追加等)および更新申請(期限延長)と分類されている。本資料には、(特別許可)本法人の下請企業の如きものが外資企業として進出する場合——全体で7件)および経営参加(企業の重役として個人が当該企業に資本と共に参加する場合——17件のみ)が含まれていない。1月から11月27日までの月別の申請書の受付件数を集計すると次のとおりとなつている。

(Smy) 11月 27日  
F X 事業等に対する適用免除の規定がない。

月	新規申請	修正申請	更新申請	計
	( 6 )	( 1 )	( 0 )	( 7 )
1	7	5	0	12
	( 1 )	( 0 )	( 0 )	( 1 )
2	3	2	0	5
	( 2 )	( 0 )	( 1 )	( 3 )
3	9	1	2	12
	( 1 )	( 0 )	( 0 )	( 1 )
4	3	0	1	4
	( 1 )	( 1 )	( 0 )	( 2 )
5	5	3	0	9
	( 3 )	( 1 )	( 0 )	( 4 )
6	11	6	0	17
	( 1 )	( 1 )	( 0 )	( 2 )
7	6	1	0	7
	( 6 )	( 2 )	( 0 )	( 8 )
8	9	3	1	13
	( 1 )	( 3 )	( 1 )	( 5 )
9	11	6	1	18
	( 4 )	( 3 )	( 1 )	( 8 )
10	6	3	1	10
	( 7 )	( 3 )	( 7 )	( 17 )
11	7	3	2	12
	( 7 )	( 7 )	( 5 )	( 19 )
計	78	32	8	118

注( ) 早は未処理件数

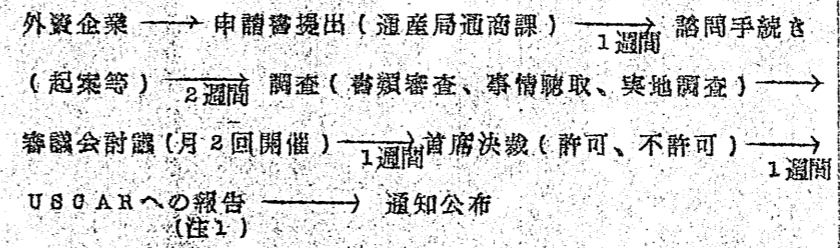
この表からみる限りでは8月から11月までは若干申請件数が高  
いとも思われ、一応この段階でかけこみ申請は一段落したのでは  
ないかと関係者はみている。特に11月22日から27日までの  
共同声明発表後の申請をみると僅か1件(更新申請山本昭典)に  
すぎず、共同声明以後において申請がラッシュしたとはとても考  
えられない。又、担当者の側では今後において申請が予定されて

いる件も特に考えられないということであつた。

3 外資取扱い事務の概要

事務処理の流れは次のとおり。

(申請書処理)



なお、経営参加および更新申請は外資幹事会のみで了承され、首  
席決裁に廻されている。

(許可後の追跡調査)

年1回の実態調査を行なう(66年から開始調査結果は68年の  
み)。これは任意調査なので、調査に応じなかつた企業、調査に応  
じて内容不明のものに対しては、電話調査や実地調査を行なつて  
いるが、把握は十分とはいえない状況である。

(注) USGARにおいて、既に主席の決裁をえた件につき、これ  
を承認しなかつた例は皆無であるが、主席の不許可処分を許  
可すべきであると主張した件が3件あるとのことである。

山本 昭典

#### 4 外資事務処理の問題点

現在外資申請の窓口は琉球政府となっており、米国民政府は後述のように深刻干渉をしていないが、今後日本本土との関係で次の点が問題となる。

- (1) 酪農製品、肉、機械類は現在日本では自由化が行なわれていないが、沖縄では自由に認めていること
- (2) 外資企業の進出を許可する場合に、当該企業の消費使用する原材料あるいは機械設備について、何らの条件（例えば数量割当、関税等）が付されていないが、これでは本土の場合に比し条件が緩すぎると思われること。
- (3) 外資企業の進出後、優先株の割当、借入金等につき何らの条件も付さないで許可しており、したがって<sup>許可後の</sup>外資企業の管理が不十分であること。
- (4) その他条件変更、期間の更新等について厳格に法令が適用されていないこと。

#### 5 琉球政府の外資審査基準

琉球政府では、布令第11号および琉球立法「外資法」により外資申請を処理しているが、最近（1968年12月23日）において部内審査のための尺度として別紙「外資導入審査基準」を作成し、これにより審査を行なっている。しかし、具体的には1

件ごとに（特別許可および経営参加を除く）外資審議会に付議しているので、布令第11号の「政策」の趣旨にのっとり、外資審議会のメンバーの意見に大きく左右されることになる。（因みに審議会のメンバーの中で琉球政府代表は2人で残りの8人は民間人となっている。）

「外資導入審査基準」のうち本土との関係で問題となるのは5「大規模な資本導入を歓迎する」7「地元との提携につきできる限り50%未満で、それに近いものを優先する」、10「雇用の拡大に大きく寄与すること」などの項目ではないかと考えられる。

#### 6 復帰の際問題が予想される企業

沖縄における現行外資企業（除日本企業）のうち、復帰の際本土の各省の行政との関係で問題となりそうなものは次のものが予想される。

##### (1) 金融機関（本店、支店の設置許可との関係）

銀行	バンク・オブ・アメリカ アメリカン・エクスプレス
保険	A F I A（アメリカン・フォーリン・インシュランス・アソシエーツ） アメリカン・エクスプレス・インターナショナル G. F. シャープ株式会社

ニュージーランド保険会社

キャピタル インシユアランス&シユアティ株式会社

ベンベロ V ハナデス

A I U (アメリカン インターナショナルアンダーライタ  
ーズ)

マツト N マスオカ (開業せず)

(2) 石油企業 (本土業界の取引秩序との関係)

ガルフ

エツソ

カルテックス、アジア —— 東洋石油 (日石と統石の合併)

カイザー —— 琉球セメントを通じ石油事業に進  
出の予定だったが取りやめ

(3) 航空会社 (航空協定等との関係)

パン・アメリカン (就航せず)

トランス・ワールド・エアウェイズ

コンチネンタル・エアラインズ

チャイナ・エアラインズ

(注) この外日本企業としては、日本航空、日本航空 (南西  
航空) および全日空があるので、復帰後国内再編成の問題  
が生ずるものと思われる。

(4) 電機メーカー (国内業界との競争)

フェアチャイルド、カメラ、アンド、インストルメント (検査  
所および組立工場) (現在製品検査所にすぎないが、将来5000  
人程度の組立工場を設置の予定)

7 石油外資について

最近ガルフおよびエツソの沖繩における進出地域を自由貿易地域  
から除外するという申請が<sup>若</sup>両によりなされ、前回の外資審議会では  
この件は態度保留となつた。

両社の申請の背景には、自由貿易地域ではない地域に立地し、取  
引を行なうことにより、復帰の際に日本本土への進出を主張すると  
の予想があり、このため今回の申請が出されたのではないかと推察  
される。したがって、今回の申請の処理が今後に尾を引く可能性も  
ある。

因みに本土では20社が日産200万バレルの設備投資申請を  
行なっているのに対し、通産省の指導で83万バレルに認可を抑  
えているといわれ、かなりの競争が行なわれているが、ガルフおよ  
びエツソ等が進出すれば市場混乱は免れないものと思われる。

1974.11.14

沖繩百万同胞に贈る言葉

昭和四十四年十一月二十一日

沖繩百万同胞の皆様

私とニクソン大統領との会談の結果、沖繩県民の皆様をはじめとするわが国全國民の年来の念願でありました沖繩の祖国復帰が、一九七二年中に「核抜き、本土並み」という國民の総意にそつた形で実現することになりました。復帰のための努力を続けてこられた沖繩県民各位の強い御支援の賜物であります。

沖繩の祖国復帰は申すまでもなく、第二次大戦後四半世紀にわたつて本土、沖繩の一億國民がいただき続けてきた民族的悲願でありました。かつて私が沖繩を訪問した際「沖繩の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとつて戦後は終らない。」と申しましたように、沖繩の施政権返還問題は、政治の最高責任者としての私にとつても最

大の課題であつたのであります。私は日米首脳会談を終つた今、ただ感慨無量であります。

今回の沖繩返還についての日米両国の合意は、過去四半世紀にわたる日米両国の友好と信頼、理解と協力があつてはじめて達成された成果であり、同時に、これは将来にわたつて日米両国の協力関係が不動のものであることを実証してあますところがないと思ふのであります。

さて、一九七二年に沖繩を日本に返還するという合意ができた以上、今後は本土、沖繩双方が相協力し、全力をあげて復帰準備に万全を期することが大切であります。

まず沖繩の施政権を日本がゆずりうけるためには、沖繩の返還協定をはじめ、今後日米間で話合ねばならない数多くの問題があります。これらは日米の外交ルート、沖繩に関する日米協議委員会及び今後沖繩に新設することとしている高等弁務官及び日本政府代

表よりなる機関を通じて解決して行くこととなることは申すまでもありません。大切なことは、沖縄内政上の問題であります。なんといつても二十五年間米国施政権下におかれてきた沖縄は、本土の県、市町村と比較して制度面で大きな相違があるのみならず、内容においてその行政及び住民福祉の水準に大きな格差があります。これを近々二、三年のうち立派な沖縄県の県造りをし、行政及び住民福祉の水準を本土並みにして迎へ入れることは容易な事業ではありません。しかし、私は、沖縄同胞の皆さんと協力して、明年度以降沖縄援助費を大巾に拡充強化し、本土沖縄一体化の施策を強力に推進し、この難事業の達成を期する決意であることを申し上げたいのであります。

また、沖縄の本土復帰に伴い、沖縄経済界には復帰後の沖縄経済について不安が高まっていると聞いています。沖縄は長い間独自の経済単位を形成し、繁栄してきたのであります。本土復帰後は日

本経済の中に統合され、その一環としての役割りを担うこととなるのでありますから、私は当面の措置として、本土復帰に際し沖縄経済が急激な変動をきたさないよう、沖縄の特殊性を考慮した特別措置ないし過渡的経過措置について検討を加える一方、長期的には日本経済の一環としての沖縄経済の新たな役割りを探求し、沖縄の長期開発構想を樹立して、沖縄経済の振興に努力するつもりであります。また、以上の沖縄の復帰準備施策を総合的、計画的、かつ、強力に遂行するため、明年度において必要な行政機構を新設整備して、これに当らせる決意であります。

最後に、沖縄の祖国復帰対策を樹立するに当り、沖縄住民の意志を国会に反映させることの重要性を私は痛感しております。沖縄の本土復帰のメドが確定した現在、できうる限り早い機会に国会において沖縄住民の国政参加が決定されるものと強く期待するものであります。

私はこの機会に、琉球政府及び沖縄住民の方々が沖縄の本土復帰にそなえて、一致協力して創意と工夫をこらし、明日の沖縄県を築くため英知を結集されることをお願いするとともに、沖縄の祖国復帰という世紀の大事業が、本土と沖縄の官民一致の協力によつて立派になしとげられることを信じて疑いません。

沖縄の施政権返還について日米両国の合意が行なわれたこの記念すべき秋に当り、私ははるか沖縄百万同胞の皆さんに思いを寄せ、謹んで御挨拶を申し上げる次第であります。



沖縄における外資系企業の取扱いについて(案)

44/2.5

総 理 府

1. 44年11月22日以後、沖縄に進出しようとする外資系企業の取扱いについては、返還時において日本政府の外資政策と矛盾しないという基本的立場に立ちつつ、沖縄経済振興方策等との関連もあわせ考慮して、慎重に処理することとする。
2. 布令11号については、自治権拡大という日本政府の従来の考え方に立脚し、あわせて外資については現に民法も制定されていることを考慮し、その廃止について早急に米側に申し入れる。
3. 1.の趣旨により外資政策に関する日本政府と琉球政府の意思疎通を図るため、次のような措置を講ずる。
  - (1) さしあたり、琉球政府の「外資導入審査基準」と本土政府の基準との調整を行なう。
  - (2) 申請書が提出された場合、琉球政府は日本政府にその写しを送付する。  
日本政府は「外資導入審査基準」に照らし問題があると判断した場合は、琉球政府に対して意見を述べるものとする。

(3) 日本政府沖縄事務所は、外資問題に関して、常時琉球政府と連絡を密にするとともに、本土政府との連絡を果たす。

(4) これらの措置に関して、必要であれば米側の了解をとりつける。

4. 既に44年11月21日までに沖縄に進出している外資系企業の取扱いについては、現地における実情の把握及び琉球政府の意向を十分聴取したうえ、慎重に対処することとする。



(参考)

琉球政府外資導入審査基準

- 1 輸入の依存度を減少すること。
- 2 輸出による所得を増加すること。
- 3 琉球の資源を最大限に活用すること。
- 4 直接、間接に国際収支の大幅な改善に貢献すること。
- 5 大規模な資本導入を歓迎する。
- 6 地元資本と提携するものを優先する。
- 7 地元との提携についてはできる限り50%未満で、それに近いものを優先する。
- 8 高度な技術を要する企業に対する外資を優先する。
- 9 既存企業の生産力増強等その健全な発展に寄与すること。
- 10 雇用の拡大に大きく寄与すること。
- 11 その他琉球経済の発展及び民衆向上に大きく寄与すること。